

## 国民審査投票用紙交付に係る問題点

## 1 「持ち帰り票」の状況

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区
平成17年	41	128	67	49	81
平成21年	4	<del>337</del> 137	28	167	138
平成24年	<del>442</del> 256	113	70	298	120
平成26年	<del>505</del> 119	91	91	166	83

※点検の結果、誤って集計された持ち帰り票の数と考えられる部分を見え消しで修正している。

※平成26年の青葉区は、不適正集計の結果と実数を記載

## 2 「持ち帰り票」が生じる原因

## (1) 交付方法

第2交付の交付係員2名により、衆議院比例代表の投票用紙と国民審査の投票用紙を同時に交付している。交付時に棄権を告げられた場合には、入場券の国民審査の欄に「㊟」を記入し、棄権者であることを確認できるようにしておく。しかし、一旦交付した後に選挙人が氏名を名乗らないまま返票する場合があります、棄権扱いに修正できないままになってしまうことがある。

## (2) 管理者及び立会人の確認

投票箱の前を選挙人が投票せずに通過する際、この選挙人が交付時において棄権の意思表示をした者か、交付後に返票して投票状況の修正をされていない者なのか、また、実際に票を持ち帰ろうとしている者なのかの区別がつきにくい状況が生じる。